

# 石川県公報

令和4年2月4日（金曜日）

号 外

（第 6 号）

## 目 次

監査委員  
○住民監査請求に係る監査結果の公表

1

## 監 査 委 員

### 住民監査請求に係る監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年2月4日

石川県監査委員 山 本 次 作  
同 奥 村 豊 美

### （政務活動費に係る住民監査請求の監査結果）

#### 第1 住民監査請求の内容

##### 1 請求人

石川県金沢市小坂町西61番地7 林 木 則 夫

##### 2 請求書の提出

令和3年12月8日

##### 3 請求の内容

請求人提出の石川県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）の要旨は、おおむね次のとおりである。（本監査結果においては、できるだけ措置請求書の原文に即して記載したが、項目番号の表記を変更した。）

(1) 政務活動費の経費は、地方自治法（以下「法」という。）第100条第14項乃至第16項に基づき石川県政務活動費の交付に関する条例（以下「本件条例」という。）で定められている。

本件条例においては、政務活動費に充てることができる経費の範囲、政務活動費の交付額、収支報告書等の議長提出義務、未執行政務活動費の返還義務及び議長の収支報告書等の保存義務を規定している。

(2) 政務活動費運用基準（マニュアル）（以下「本件マニュアル」という。）は法第96条第1項第1号規定の条例ではないゆえに、本件マニュアルで規定している支出費目は政務活動に要する経費ではない。

そのため、本件マニュアル規定の支出費目が政務活動費の経費であると認められるためには、上記支出費目が政務活動に要する経費であること又は議員が執行する政務活動に関連する経費であることを裏付ける書面を議長に提出することが必要である。

また、本件マニュアルは、本件条例が規定している『支出を証する書面』として議員自身が記載する政務活動費支出証明書及び議員が実施した政務活動記載がない政務活動報告書を認め、各様式まで定めている。

しかしながら、上記2文書は、本件マニュアルが条例ではないゆえに、本件条例で規定している政務活動に要する経費であることを証する書面として扱うことはできない。

(3) 本件条例第2条第2項別表規定の政務活動に要する経費の内容は、以下のとおりである。

調査研究費の内容は、『会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費』である。

事務費の内容は、『会派及び議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費』である。

人件費の内容は、『会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費』である。

上記各経費の内容に該当しない支出費目は、目的外支出であり、違法支出である。

そして、法第100条第14項規定の『議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部として』当該普通地方公共団体の政務活動費交付条例である本件条例第2条第2項は『政務活動に要する経費に充てることができるものとする』と規定しているゆえに、条例ではない本件マニュアル規定の支出費目そのものは政務活動に要する経費ではないし、本件マニュアル規定の政務活動費支出証明書及び政務活動報告書の2種類の様式文書も本件条例規定第9条第4項規定の『支出を証する書面』ではない。

よって、議員が議長提出している書面が、政務活動に要する経費の書面ではない支出、議員が行う政務活動に関連する書面ではない支出及び『支出を証する書面』提出がない支出は、いずれも、政務活動費の経費支出ではない。

(4) ところで、令和2年度の政務活動費の支出の中では、知事が概算払で交付した1議員当たりの交付年額360万円の中の2分の1相当である180万円も人件費支出とした稲村建男議員（以下「稲村議員」という。）及び下沢佳充議員（以下「下沢議員」という。）の両議員は、本件マニュアルの人件費の限度額である年額180万円を政務活動費の経費として支出している。

(5) 稲村議員の調査研究費、事務費のうちの自動車リース料及び人件費、下沢議員の事務費のうちの自動車リース料及び人件費支出においては、本件マニュアル記載の内容規定の支出費目を支出としたものであるゆえに当該各支出の『政務活動費に係る』当該『支出を証する書面』として当該支出費目の支出を証する書面を議長に提出している。

それゆえ、上記各支出を証する書面は前記(3)で指摘した政務活動費の経費支出ではない違法支出であり、当該各支出を証する書面として両議員が議長提出した当該各書面は両議員の不当利得の証拠書面であり、各政務活動費充当額は違法額であり、不当利得額である。

(6) 稲村議員の調査研究費支出は、別紙1-1記載のとおり、36支出で55万9737円の政務活動費を充当しているが、同議員が議長提出した当該各支出を証する書面は政務活動に要する経費ではない。

上記36支出の内訳は、年会費が32回（1番乃至22番、25番乃至33番、35番）、会費が3回（23番、24番、34番）及び旅行代金が1回（36番）である。

「年会費」の内容は、年会費（年度の会費を含む。）20回及び年会費と推認できる会費12回の合計32回であるが、いずれも、本件マニュアルの定めに基づいて稲村議員が支払った経費額を政務活動に要する経費である調査研究費の経費額として報告しているものである。

しかし、上記「年会費」の各支出は、「年会費」が本件マニュアルの支出費目であるゆえに、稲村議員の議会活動としての同「議員が実施する調査研究」活動のための経費支出ではないから、本件条例第2条第2項が規定している政務活動に要する経費である調査研究費の内容規定に該当する経費ではない。

「懇談会費」と推認できる3回の「会費」支出も、「年会費」と同様に、本件条例第2条第2項規定の政務活動に要する経費である調査研究費の内容規定においては、「懇談会費」も、「会費」も、規定されていない。

残る旅行代金の1支出については、4万5394円の領収証の但し書きには「3月30日国内旅行ご旅行代金として（視察費用）」と記載されている視察であるが、県外等政務活動結果報告書には「視察目的」の記載も「視察結果」の記載も記載されていないものであること、稲村議員が「多くの課題があると感じた」・「全国的に観光になり得ると感じた」・「感銘を受けた」等の同議員の「所感」記載書面であるゆえに、当該書面は政務活動に要する経費の調査研究視察であった証拠となる書面ではないから、同議員の石川県議会の議員としての活動のための視察経費であるとは認められない。

上記36支出は、稲村議員が議長に提出した書面をみる限り、すべての支出が調査研究費の内容規定に合致していないゆえに、目的外支出の違法額である。

稲村議員が事務費支出としている自動車リース料は、別紙1-2記載のとおり、毎月5万円を充当している12回の支出で、それらの合計額60万円を政務活動費の支出としている。

自動車リース料は稲村議員とリース会社が契約した当該契約に基づく同議員が支払っている毎月の支払額であるゆえにそれ自体は政務活動に要する経費ではないから自動車リース料を政務活動費の支出とするには、政務活動に要する経費に該当する事務費の内容規定を満たす書面を議長に提出すべきであるが、同議員は当該書面を議長に提出していない。

しかも、稲村議員が提出した書面は、同議員自身が記載した政務活動費支出証明書であって、口座引落を理由とする「自動車リース代」を証する当該書面を議長に提出しているものであるゆえに、本件条例第9条第4

項が規定する『支出に係る』当該『支出を証する書面』を議長に提出していないから、同議員は同規定違反の違法支出をしている。

稲村議員が自動車リース料を名目としている政務活動費60万円は、目的外支出の違法額である。

稲村議員の人件費支出は、別紙1-3記載のとおり、12支出で180万円を政務活動費で充当している。

稲村議員が議長提出した当該各支出に係る書面は、いずれも、黒塗りされている職員が発行した領収証で、その但し書き欄のすべてに「政務活動補助給与」との記載はあるものの、同「議員が行う」政務「活動を補助する職員」給与であるとの記載ではないゆえに、当該職員が各月の支出に係る同議員の政務活動を補助する職員であったと認めることができる書面、すなわち、同議員の政務活動を補助していた職員であることを証する書面も必要であるが、同議員は当該書面を議長に提出していない。

稲村議員が提出した領収証だけでは人件費支出を裏付ける書面であるとは認められないゆえに違法支出であるから、稲村議員が人件費支出額とした180万円は違法額である。

よって、稲村議員の違法額の合計は295万9737円である。

- (7) 下沢議員の事務費の自動車リース料及び人件費は、以下のとおりである。

下沢議員の事務費のうちの自動車リース料支出は、別紙2-1記載のとおり、12回の支出で46万4796円を政務活動費支出としているものであるが、同議員が議長へ提出した同議員が記載した政務活動費支出証明書は口座引落を理由とする自動車リース料支出に毎月3万8733円の政務活動費を充当している。

しかも下沢議員は、上記証明書を本件条例第9条第4項規定の『支出に係る』当該『支出を証する書面』として議長に提出している。

すなわち、下沢議員は、政務活動に要する経費である書面を提出していないゆえに違法支出であるから、同議員が自動車リース料を名目としている政務活動費充当額46万4796円は違法額である。

下沢議員の人件費支出は、別紙2-2記載のとおり、12回の支出で180万円を政務活動費の経費としている。

下沢議員が議長に提出している黒塗りされている職員発行の領収証の但し書きには「月給給与として」の記載だけであって、同「議員が行う」政務「活動を補助する職員を雇用する経費」であることを認めることができる書面がないゆえに、黒塗りされている職員が各月の支出に係る同議員が行う政務活動を補助する職員であったことを証する書面を議長に提出することが必要であるが、同議員は当該書面を議長に提出していない。

下沢議員が議長に提出した上記領収証では当該各支出が人件費の内容規定に該当していないゆえに違法支出であるから、同議員の人件費支出180万円は違法額である。

よって、下沢議員の各違法額の合計は226万4796円である。

- (8) 請求人は、令和2年度に交付された政務活動費の中の稲村議員及び下沢議員の政務活動費支出において、本件条例の政務活動に要する経費の内容規定に該当していない支出の不当利得があるゆえに、当該各議員は民法第704条規定の悪意の受益者であるから、稲村議員に対し295万9737円の金額、下沢議員に対し226万4796円の内、及び当該各金額に対する民法所定の年3パーセントの遅延損害金を支払うように請求することを、石川県知事に求める。

(添付書類)

別紙1-1から別紙2-2まで及び事実証明書1から事実証明書9まで(なお、これらの書面については、監査結果への記載を省略した。)

## 第2 監査委員の除斥

本件請求は、石川県議会(以下「県議会」という。)の議員に交付された政務活動費に関するものであることから、県議会議員から選任された監査委員は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条の2の規定により、本件監査から除斥した。

## 第3 請求の受理

本件請求については、法第242条第1項に定める要件に適合しているか審査を行い、令和3年12月15日に所定の要件を具備しているものと認め、受理することとした。

## 第4 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定により、令和4年1月5日に、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は、新たな証拠として事実証明書10から事実証明書12まで(なお、これらの書面については、監査結果への記載を省略した。)を提出するとともに、措置請求書に関して補足説明がなされた。

その主な内容は、おおむね次のとおりであった。

(1) 裁判所の棄却原因は監査結果

政務活動費の経費は、地方自治法（以下「法」という。）第100条第14項乃至第16項規定（以下「政務活動費の法律規定」という。）に基づく、石川県政務活動費の交付に関する条例（以下「本件条例」という。）で定められているゆえに、石川県の政務活動費の経費は、本件条例第2条第1項及び第2項が規定する政務活動に要する経費に交付した交付金であり、交付を受けた議員は政務活動に要する経費に充当するから、政務活動に使われなかった未執行の政務活動費は、石川県へ返さなければならない。

ところで、石川県議会は、本件条例とは別に石川県政務活動費運用基準マニュアル（以下「本件マニュアル」という。）を作成し、政務活動費使途基準表という本件条例の政務活動費に要する経費と同名の項目、その項目ごとの主な支出費目の例及び支出費目ごとの内容を定めている。

しかしながら、上記使途基準表は、政務調査費の法律の下で制定されていた規則の政務調査費使途基準表の内容を継続しているものであって、政務活動費の法律規定の下では政務活動費交付条例が規定する政務活動に要する経費ではないゆえに、違法行為を招く定めであり、支出費目の内容は政務活動費ではない。すなわち、本件マニュアルは本件条例ではないゆえに、法規範ではない。

次に、昨年12月9日の令和元年度政務活動費返還請求事件の金沢地方裁判所の判決は、原告の全ての請求を棄却するというもので、棄却理由は、政務調査費の法律規定の下での判断方法と同様の枠組みで、本件マニュアル記載内容を規範として扱う判断をしたものであった。

裁判所がこのような判断をする原因は、監査結果にあると考える。

政務活動費に係る収入は、法第100条第14項規定で交付した政務活動費のことであるゆえに、当該政務活動費に係る支出は本件条例第2条第2項で規定している政務活動に要する経費に充てることができるものとなるゆえに、交付を受けた収入額を上回る支出をすることは法解釈上あり得ない。

議長の収支報告書などの保存義務規定を本件条例第11条で規定しているゆえに、収支報告書などを公文書として扱う必要があることは明白で、「交付会計年度の翌年の4月30日の翌日以降の修正」と称する公文書改ざんは認められない。

この点に関連して言えば、令和元年度の政務活動費返還請求事件の判決も政務調査費の法律規定に係る最高裁判所判決を参照して、本件マニュアルを合理的関連性の有無の判断の際の指針と述べ、本件マニュアル記載内容を根拠として条例所定経費に該当しないものと認めることはできないと誤判している。

金沢地方裁判所が政務調査費の法律規定の下での最高裁判所の判決の説示を一般論とする参照扱いの誤りは、住民訴訟が監査結果を不服とするものであるゆえに、石川県の監査結果からの影響を受けたものである。昨年の石川県の監査委員の監査結果に記載がある政務調査費の法律規定の下での最高裁判所の判決の説示の意義を政務活動費制度及び政務活動の中で政務調査費に係る最高裁判所の判決の記載があることなどは、その後の金沢地方裁判所の事実認定に影響している。

それゆえ、監査委員は、本件条例が規定する内容を政務活動費の法律規定との関係において理解し、政務調査費の法律規定の政務調査費に係る説示を政務活動費事件で誤用することはやめていただきたい。

(2) 本件両議員の違法支出理由

ア 稲村建男議員の36回の調査研究費支出であるが、それらの支出に係る議長提出している支出を証する書面は、支出額を証する書面であって、当該各支出が政務活動に要する経費であることを証する書面ではない。

本件条例第2条第2項及び本件条例第9条第4項の各規定違反である。

イ 稲村建男議員の12回の人件費支出であるが、それらのいずれの支出も議長提出の領収証が当該各支出額の2分の1額相当の政務活動費を充当支出としているが、当該各支出が政務活動に要する経費であることを証する書面及び政務活動に関連する書面の議長提出はない。

本件条例第2条第2項及び本件条例第9条第4項の各規定違反をしているゆえに、違法額である。

ウ 稲村建男議員の事務費の12回の自動車リース料支出であるが、その支出は全て議長提出書面は同議員自身が記載した政務活動費支出証明書であって、当該各支出が政務活動に要する経費の事務費の内容規定であることを証する書面を議長提出していない。

本件条例第2条第2項及び本件条例第9条第4項の各規定違反をしているゆえに、違法額である。

エ 下沢佳充議員の事務費の12回の自動車リース料支出であるが、それらの支出も全て議長提出書面は同議員自身が記載した政務活動費支出証明書であって、当該各支出が政務活動に要する経費の事務費の内容規定で

あることを証する書面を議長提出していない。

本件条例第2条第2項及び本件条例第9条第4項の各規定違反をしているゆえに、違法額である。

オ 下沢佳充議員の12回の人件費支出であるが、それらのいずれの支出においても議長提出した領収証は支出額を証する書面であって、当該各支出が政務活動に要する経費の人件費の内容規定であることを証する書面を議長提出していない。

本件条例第2条第2項及び本件条例第9条第4項の各規定違反であるゆえに、違法額である。

### (3) 正しい監査結果を求めて

両議員が議長提出した当該支出を証する書面を監査していただきたい。本件条例第2条第2項及び本件条例第9条第4項の規定に違反して、政務活動に要する経費であることを証する書面を議長提出していない支出を違法支出とすることによって、短期間であっても監査をすることは可能である。

今回の監査では、従前の政務調査費と同じように本件マニュアル記載の支出費目を支出の根拠であるとする、すなわち議員自身が記載している政務活動費支出証明書及び政務活動報告書を当該議員や議会事務局職員の意見をうのみにして当該支出を証する書面であるかのごとく記載する監査結果を通知しないでいただきたい。

本件マニュアルの政務活動費使途基準表の支出費目は、政務活動に要する経費ではない。本件マニュアルの支出費目が本件条例で規定する政務活動費の経費であると認められるためには、当該支出費目が政務活動であること、または政務活動に関連する経費であることを証する書面を議長提出することが必要とされていることの認識がないゆえに、議員は、これらの書面を議長に提出していない。

## 2 監査対象事項

本件請求の要旨及び陳述を踏まえ、監査対象事項は、令和2年度に県議会の会派及び所属議員に交付された政務活動費のうち、請求人が措置請求書において摘示した稲村建男議員の調査研究費、事務費のうちの自動車リース料及び人件費並びに下沢佳充議員の事務費のうちの自動車リース料及び人件費の支出が違法な支出であるかどうかとした。

## 3 監査対象部局

石川県議会事務局（以下「議会事務局」という。）

## 4 監査対象部局の監査の経過

議会事務局に対して関係書類の提出を求めるとともに、令和4年1月20日に政務活動費制度の概要及び運用状況並びに請求人の主張に対する見解等について聴取を行った。

その主な内容は、おおむね次のとおりであった。

### (1) 政務活動費制度について

政務活動費制度の根拠法は地方自治法であり、同法第100条第14項及び第15項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」（第14項）、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」（第15項）と規定されている。以前、この条項は、政務調査費制度のよりどころとなっていたが、平成24年9月の地方自治法改正により、「議員の調査研究に資するため必要な経費」から「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」へと使途が明確化されたことや名称が「政務調査費」から「政務活動費」へと変更され、さらに、同法第100条第16項には「議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」という新たな条項が追加されている。

同法の改正に伴い、石川県でも同年12月、議員提案により「石川県政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第22号）」（以下「条例」という。）及び「石川県政務活動費の交付に関する規程（平成13年議会規程第1号）」（以下「規程」という。）に改正し、平成25年度からは、これらを根拠条例等として、「政務活動費」の運用を行っている。

また、「石川県政務活動費運用基準（マニュアル）」（以下「マニュアル」という。）については、条例に定める政務活動費の適正な運用を期すため、条例第2条別表に定める政務活動費を充てることができる経費の範囲として、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の具体的な費目ごとに使途基準を明確にしたも

のであり、条例第12条に規定する使途の透明性の確保を目的として策定されたものである。

このマニュアルの位置付けについて、最近の裁判例では令和3年12月9日金沢地裁の判決において、マニュアル作成の趣旨を「本件条例の定める条例所定経費を具体化し、その細目を定めることにより、地方の実情を踏まえつつ政務活動費の使途の透明性をより一層確保する点にある」とした上で、「その内容が地方自治法や本件条例等の趣旨に合致しない不合理なもの認められない限り」、経費の支出の対象となる行為と政務活動との「合理的関連性の有無の判断をする際の指針として参照されるものである」との判断がなされている。

(2) 請求人の主張に対する説明について

ア 政務活動費運用基準(マニュアル)は条例ではないゆえに、本件マニュアル規定の支出費目が、政務活動費の経費と認められるためには、それを裏付ける書面を議長に提出することが必要であるとの摘示について

請求人は、「政務活動費運用基準(マニュアル)(以下「本件マニュアル」という。)は法第96条第1項第1号の条例ではないゆえに、本件マニュアルで規定している支出費目は政務活動に要する経費ではない。

そのため、本件マニュアル規定の支出費目が政務活動費の経費であると認められるためには、上記支出費目が政務活動に要する経費であること又は議員が執行する政務活動に関連する経費であることを裏付ける書面を議長に提出することが必要である。

また、本件マニュアルは、本件条例が規定している『支出を証する書面』として議員自身が記載する政務活動費支出証明書及び議員が実施した政務活動記載がない政務活動報告書を認め、各様式まで定めている。

しかしながら、上記2文書は、本件マニュアルが条例ではないゆえに、本件条例で規定している政務活動に要する経費であることを証する書面として扱うことはできない」と主張する。

しかしながら、請求人が「本件マニュアルが条例ではないゆえに、本件条例で規定している政務活動に要する経費であることを証する書面として扱うことはできない」と主張する根拠が不明である。

マニュアルは、条例に定める政務活動費の適正な運用を期すため、具体的な費目ごとに使途基準を明確にし、その使途の透明性の確保を目的として策定されたものであり、マニュアルに記載する「支出費目」は、条例別表に定める経費毎に具体的な費目を例示し、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費を記載しているものである。

また、議長へ提出する書面として条例第9条第4項に記載の「収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」については、マニュアルにおいて具体的な様式を定め、政務活動費の適正な運用を図っているものである。

イ 議員が議長提出している書面が、政務活動に要する経費の書面ではない支出、議員が行う政務活動に関連する書面ではない支出及び『支出を証する書面』提出がない支出は、いずれも、政務活動費の経費支出ではないとの摘示について

請求人は、「法第100条第14項規定の『議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部として』当該普通地方公共団体の政務活動費交付条例である本件条例第2条第2項は『政務活動に要する経費に充てることができるものとする』と規定しているゆえに、条例ではない本件マニュアル規定の支出費目そのものは政務活動に要する経費ではないし、本件マニュアル規定の政務活動費支出証明書及び政務活動報告書の2種類の様式文書も本件条例規定第9条第4項規定の『支出を証する書面』ではない。

よって、議員が議長提出している書面が、政務活動に要する経費の書面ではない支出、議員が行う政務活動に関連する書面ではない支出及び『支出を証する書面』提出がない支出は、いずれも、政務活動費の経費支出ではない」と主張する。

しかしながら、請求人が「議員が議長提出している書面が、政務活動に要する経費の書面ではない支出、議員が行う政務活動に関連する書面ではない支出及び『支出を証する書面』提出がない支出は、いずれも、政務活動費の経費支出ではない」と主張する根拠が不明である。

マニュアルは、条例に定める政務活動費の適正な運用を期すため、具体的な費目ごとに使途基準を明確にし、その使途の透明性の確保を目的として策定されたものであり、マニュアルに記載する「支出費目」は、条例別表に定める経費毎に具体的な費目を例示し、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費を記載しているものである。

また、議長へ提出する書面として条例第9条第4項に記載の「収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」については、マニュアルにおいて具体的な様式を定め、政務活動費の適正な運用を図っているものである。

ウ 稲村議員の調査研究費、事務費のうちの自動車リース料及び人件費、下沢議員の事務費のうちの自動車リース料及び人件費支出において、議長に提出した支出を証する書面は、不当利得の証拠書面で、違法額であり、不当利得額であるとの摘示について

請求人は、「稲村議員の調査研究費、事務費のうちの自動車リース料及び人件費、下沢議員の事務費のうちの自動車リース料及び人件費支出においては、本件マニュアル記載の内容規定の支出費目を支出としたものであるゆえに当該各支出の『政務活動費に係る』当該『支出を証する書面』として当該支出費目の支出を証する書面を議長に提出している。

それゆえ、上記各支出を証する書面は本件条例第2条第2項別表規定の政務活動費の経費支出ではない違法支出であり、当該各支出を証する書面として両議員が議長提出した当該各書面は両議員の不当利得の証拠書面であり、各政務活動費充当額は違法額であり、不当利得額である」と主張する。

しかしながら、これらの議長に提出された書面は、条例、規程及びマニュアルに基づくものであり、かつ、適正に報告されており、違法ではない。

エ 稲村建男議員の調査研究費、事務費のうちの自動車リース料及び人件費の支出は、すべて違法額であるとの摘示について

(ア) 請求人は稲村建男議員の政務活動費に係る調査研究費について、「別紙1-1記載のとおり、36支出で55万9737円の政務活動費を充当しているが、同議員が議長提出した当該各支出を証する書面は政務活動に要する経費ではない。

上記36支出の内訳は、年会費が32回(1番乃至22番、25番乃至33番、35番)、会費が3回(23番、24番、34番)及び旅行代金が1回(36番)である。

「年会費」の内容は、年会費(年度の会費を含む)20回及び年会費と推認できる会費12回の合計32回であるが、いずれも、本件マニュアルの定めに基づいて稲村議員が支払った経費額を政務活動に要する経費である調査研究費の経費額として報告しているものである。

しかし、上記「年会費」の各支出は、「年会費」が本件マニュアルの支出費目であるゆえに、稲村議員の議会活動としての同「議員が実施する調査研究」活動のための経費支出ではないから、本件条例第2条第2項が規定している政務活動に要する経費である調査研究費の内容規定に該当する経費ではない。

「懇談会費」と推認できる3回の「会費」支出も、「年会費」と同様に、本件条例第2条第2項規定の政務活動に要する経費である調査研究費の内容規定においては、「懇談会費」も、「会費」も、規定されていない。

残る旅行代金の1支出については、4万5394円の領収証の但し書きには「3月30日国内旅行ご旅行代金として(視察費用)」と記載されている視察であるが、県外等政務活動結果報告書には「視察目的」の記載も「視察結果」の記載も記載されていないものであること、稲村議員が「多くの課題があると感じた」・「全国的に観光になり得ると感じた」・「感銘を受けた」等の同議員の「所感」記載書面であるゆえに、当該書面は政務活動に要する経費の調査研究視察であった証拠となる書面ではないから、同議員の石川県議会の議員としての活動のための視察経費であるとは認められない。

上記36支出は、稲村議員が議長に提出した書面をみる限り、すべての支出が調査研究費の内容規定に合致していないゆえに、目的外支出の違法額である」と主張する。

しかしながら、請求人が「議長に提出した書面をみる限り、すべての支出が調査研究費の内容規定に合致していない」と主張する根拠が不明である。

これらの調査研究費の支出は、条例、規程及びマニュアルに基づくものであり、かつ適正に報告されており、違法ではない。

(イ) 請求人は稲村建男議員の政務活動費に係る事務費のうち自動車リース料について、「別紙1-2記載のとおり、毎月5万円を充当している12回の支出で、それらの合計額60万円を政務活動費の支出としている。

自動車リース料は稲村議員とリース会社が契約した当該契約に基づく同議員が支払っている毎月の支払額であるゆえにそれ自体は政務活動に要する経費ではないから自動車リース料を政務活動費の支出とするには、政務活動に要する経費に該当する事務費の内容規定を満たす書面を議長に提出すべきであるが、同議員は当該書面を議長に提出していない。

しかも、稲村議員が提出した書面は、同議員自身が記載した政務活動費支出証明書であって、口座引落

を理由とする「自動車リース代」を証する当該書面を議長に提出しているものであるゆえに、本件条例第9条第4項が規定する『支出に係る』当該『支出を証する書面』を議長に提出していないから、同議員は同規定違反の違法支出をしている。

稲村議員が自動車リース料を名目としている政務活動費60万円は、目的外支出の違法額である」と主張する。

しかしながら、請求人がこうした主張をする根拠が不明である。

これらの自動車リース料の支出は、条例、規程及びマニュアルに基づくものであり、かつ、適正に報告されており、違法ではない。

- (ウ) 請求人は稲村建男議員の政務活動費に係る人件費について、「別紙1-3記載のとおり、12支出で180万円を政務活動費で充当している。

稲村議員が議長提出した当該各支出に係る書面は、いずれも、黒塗りされている職員が発行した領収証で、その但し書き欄のすべてに「政務活動補助給与」との記載はあるものの、同「議員が行う」政務「活動を補助する職員」給与であるとの記載ではないゆえに、当該職員が各月の支出に係る同議員の政務活動を補助する職員であったと認めることができる書面、すなわち、同議員の政務活動を補助していた職員であることを証する書面も必要であるが、同議員は当該書面を議長に提出していない。

稲村議員が提出した領収証だけでは人件費支出を裏付ける書面であるとは認められないゆえに違法支出であるから、稲村議員が人件費支出額とした180万円は違法額である」と主張する。

しかしながら、請求人が「政務活動を補助していた職員であることを証する書面も必要である」と主張する根拠が不明である。

これらの人件費の支出は、条例、規程及びマニュアルに基づくものであり、かつ、適正に報告されており、違法ではない。

- オ 下沢佳充議員の事務費のうちの自動車リース料及び人件費の支出は、すべて違法額であるとの摘示について

- (ア) 請求人は下沢佳充議員の政務活動費に係る事務費のうち自動車リース料について、「別紙2-1記載のとおり、12回の支出で46万4796円を政務活動費支出としているものであるが、同議員が議長へ提出した同議員が記載した政務活動費支出証明書は口座引落を理由とする自動車リース料支出に毎月3万8733円の政務活動費を充当している。

しかも下沢議員は、上記証明書を本件条例第9条第4項規定の『支出に係る』当該『支出を証する書面』として議長に提出している。

すなわち、下沢議員は、政務活動に要する経費である書面を提出していないゆえに違法支出であるから、同議員が自動車リース料を名目としている政務活動費充当額46万4796円は違法額である」と主張する。

しかしながら、請求人が「下沢議員は、政務活動に要する経費である書面を提出していないゆえに違法支出である」と主張する根拠が不明である。

これらの自動車リース料の支出は、条例、規程及びマニュアルに基づくものであり、かつ、適正に報告されており、違法ではない。

- (イ) 請求人は下沢佳充議員の政務活動費に係る人件費について、「別紙2-2記載のとおり、12回の支出で180万円を政務活動費の経費としている。

下沢議員が議長に提出している黒塗りされている職員発行の領収証の但し書きには「月分給与として」の記載だけであって、同「議員が行う」政務「活動を補助する職員を雇用する経費」であることを認めることができる書面がないゆえに、黒塗りされている職員が各月の支出に係る同議員が行う政務活動を補助する職員であったことを証する書面を議長に提出することが必要であるが、同議員は当該書面を議長に提出していない。

下沢議員が議長に提出した上記領収証では当該各支出が人件費の内容規定に該当していないゆえに違法支出であるから、同議員の人件費支出180万円は違法額である」と主張する。

しかしながら、請求人が「政務活動を補助する職員であったことを証する書面を議長に提出することが必要である」と主張する根拠が不明である。

これらの人件費の支出は、条例、規程及びマニュアルに基づくものであり、かつ、適正に報告されてお



り、違法ではない。

カ 違法額に対する民法所定の年3パーセントの遅延損害金を支払うように請求することを石川県知事に求めるとの摘示について

請求人は、本件条例の政務活動費に要する経費の内容規定に該当していない支出に対する遅延損害金を支払うよう主張しているが、違法ではないことから、遅延損害金は発生しない。

キ 政務活動費の交付を受けた収入額を上回る支出額等について

請求人は陳述において、「政務活動費に係る収入は、法第100条第14項規定で交付した政務活動費のことであるゆえに、当該政務活動費に係る支出は本件条例第2条第2項で規定している政務活動に要する経費に充てることができるものとなるゆえに、交付を受けた収入額を上回る支出をすることは法解釈上あり得ない」また、「収支報告書など公文書は「交付会計年度の翌年の4月30日の翌日以降の修正」と称する公文書改ざんは認められない」旨主張しているが、令和3年12月9日金沢地裁の判決において、「本件条例は、収支報告書上の支出の総額が当該年度の交付額を上回ることを禁ずるものとは解されず」また、「本件条例には、提出期限後に収支報告書を修正することが許されない旨の定めはないことに加え、収支報告書の記載内容に誤りがあることが事後的に判明した場合に、提出期限後の修正が一切許されないとすると、かえって政務活動費の用途の透明性の確保が困難となるおそれがあることに照らせば、提出期限後の修正が一律に禁止されていると解することはできず、収支報告書の修正は許されると解すべきである」と判断されていることから、請求人の主張は誤りであると考えている。

(3) 政務活動費制度の議員への周知について

県議会では、平成25年や平成29年のマニュアル改訂に際し、マニュアルを公表するとともに、議会事務局による説明会を開催し、議員をはじめ会派及び議員関係者にマニュアルを配付している。また、新人議員に対しても当選後直ちに説明会を開催し、個別の相談を受け、周知している。

なお、マニュアルの運用については、適宜、各議員に対し個別説明や質疑応答等を繰り返し、さらなる周知徹底を図っている。

(4) 議長の調査権及び議会事務局の審査について

条例第12条に基づく「議長の調査」権により、条例第9条に基づいて、各会派及び議員から毎年4月30日までに議長に提出される収支報告書やマニュアルに基づき提出される政務活動報告書の内容・目的欄のほか、当該収支報告書等に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面に記載された内容により、客観的に政務活動に適さないものかどうかを確認している。また、提出書類となっていない雇用契約書、出勤簿等についても、提示を求め、必要に応じ、議員本人に聞き取りを行い、確認している。

5 関係人に対する調査の実施について

法第199条第8項の規定により、措置請求書で摘示されている支出に係る事案について、関係議員に対し、文書による調査を行った。

第5 監査の結果

本件請求については、合議により、次のとおり決定した。

令和2年度に交付された政務活動費のうち、請求人が措置請求書において主張する関係議員の支出は、法第242条第1項に規定する違法又は不当な支出に当たらない。

したがって、本件請求については、棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

議会事務局に対する監査及び関係人に対する調査の結果、次の事実を確認した。

(1) 政務活動費制度について

ア 根拠法

政務活動費制度については、法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない」と規定し、また、同条第15項において、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする」と規定し、

根拠法としている。

イ 根拠条例等

上記アの規定を受け、石川県では、「石川県政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第22号。以下「条例」という。）」及び「石川県政務活動費の交付に関する規程（平成13年議会規程第1号。以下「規程」という。）」を制定し、これを根拠条例等としている。

その主な内容は、以下のとおりである。

(ア) 政務活動費を充てることができる経費の範囲（条例第2条）

政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

別表（第2条関係）

政務活動に要する経費	内 容
調 査 研 究 費	会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研 修 費	一 会派及び議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 二 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への会派の所属議員並びに会派及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広 聴 広 報 費	会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要 請 陳 情 等 活 動 費	会派及び議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会 議 費	一 会派及び議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 二 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加及び議員の参加に要する経費
資 料 作 成 費	会派及び議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資 料 購 入 費	会派及び議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 所 費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事 務 費	会派及び議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

(イ) 政務活動費の交付対象（条例第3条）

政務活動費は、県議会における会派及びその所属議員に対し交付する。

(ウ) 政務活動費の額等（条例第4条）

政務活動費の額は、議員1人当たり月額30万円とする。

(エ) 会派の届出（条例第5条）

議員が会派を結成し、政務活動費の交付を受けようとするときは、その代表者は、会派結成届を石川県議会議長（以下「議長」という。）に届け出なければならない。

(オ) 会派の通知（条例第6条）

議長は、毎年、4月1日において届け出られている会派について、同月5日までに、知事に通知しなければならない。

(カ) 政務活動費の交付の決定等（条例第7条）

知事は、通知を受けたときは、当該年度における政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者又はその所属議員に通知しなければならない。

(キ) 政務活動費の請求、交付等（条例第8条）

会派の代表者及びその所属議員は、通知を受けた後、毎四半期の最初の月に、当該四半期に属する月数分の政務活動費を知事に請求するものとする。知事は、請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

(ク) 収支報告書（条例第9条）

会派の代表者及びその所属議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」とい

う。)を、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。

収支報告書を提出するときは、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し(ロ)において「領収書等の写し」という。)を併せて提出しなければならない。

(ケ) 政務活動費の返還(条例第10条)

会派の代表者又はその所属議員は、政務活動費に係る収入の総額から支出の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない。

(コ) 収支報告書等の保存及び閲覧(条例第11条)

議長は、提出された収支報告書及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)を毎年4月30日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

何人も、議長に対し収支報告書等の閲覧を請求することができる。

(カ) 議長の調査及び透明性の確保(条例第12条)

議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(シ) 収支報告書の写しの送付(規程第5条)

議長は、提出された収支報告書の写しを、知事に送付するものとする。

(ス) 証拠書類の整理等(規程第7条)

会派の政務活動費経理責任者及び政務活動費の交付を受けた会派に所属する議員は、政務活動費の支出について、領収書その他の支出を証すべき書面の整理及び保管をし、これらの書類を毎年4月30日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(2) 条例の改正と石川県政務活動費運用基準の策定に係る経緯等

ア 政務活動費制度の改正に係る経緯等について

政務活動費制度は、地方公共団体の自己決定権と自己責任が拡大する中で議会の活性化を図り、審議能力を強化する目的をもって、平成12年の法の一部改正により、政務調査費制度として法制化された。その後、平成24年9月に名称を「政務調査費」から「政務活動費」に改める法の一部改正がなされ、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとし、加えて議長は、政務活動費についてはその使途の透明性の確保に努めることとされた。

これを受けて、石川県においても、議員提案により、平成24年12月に条例及び規程が改正され、平成25年3月1日から施行された。

これに併せて、県議会では、政務調査費運用基準を改訂し、石川県政務活動費運用基準として、平成25年4月1日から運用が開始された。

県議会においては、改正された制度の施行に際して、条例、規程及び新たな運用基準を遵守するため、全議員を対象に説明会を開催するなど周知を図った。

また、政務活動費の使途の透明性を確保するため、議員提案により、平成29年3月に条例及び規程が改正され、同年4月1日から施行されたところであり、これに併せて、県議会では、石川県政務活動費運用基準の見直しが行われ、平成29年度交付分から適用することとされた。

この条例改正により、これまでの「政務活動費収支報告書」に加え、「当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」が閲覧の対象とされ、併せて、県民等に限定されていた収支報告書等の閲覧請求者の制限を撤廃した。また、収支報告書はホームページで公開することとし、平成28年度以後に交付される政務活動費について適用されることとなった。

イ 石川県政務活動費運用基準について

石川県政務活動費運用基準(以下「マニュアル」という。)は、条例及び規程の趣旨を踏まえ、県議会において策定されたものであり、これらの根拠条例等の下で、政務活動費に充てることができる「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」の具体的な費目ごとに使途基準を明確にしたものである。

また、マニュアルには「政務活動報告書」及び「政務活動費支出証明書」等の記載すべき書類の具体的な様式が定められている。

これらの書類は、支出内容の透明性を確保する観点から、条例第9条第4項による「当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」として議長に提出され、議長が保管し、閲覧に供している。

## (3) 稲村建男議員及び下沢佳充議員の政務活動費の収入及び支出について

令和2年度に交付された政務活動費のうち、政務活動費収支報告書に記載されている収入額や支出額及び支出額のうち請求人が摘示する経費の支出額は、次のとおりである。なお、いずれの額も、措置請求書提出時の額である。

## ア 稲村建男議員

令和3年4月28日付け令和2年度政務活動費収支報告書等では、収入額 360万円、支出額 329万7661円であり、支出額のうち調査研究費 55万9737円、事務費のうちの自動車リース料 60万円、人件費 180万円である。

## イ 下沢佳充議員

令和3年4月27日付け令和2年度政務活動費収支報告書等では、収入額 360万円、支出額 363万1469円であり、支出額のうち事務費のうちの自動車リース料 46万4796円、人件費 180万円である。

## 2 判断

請求人の主張、議会事務局の説明及び関係人に対する調査等に基づき、次のとおり判断する。

## (1) 政務活動費制度について

政務活動費制度の根拠規定である法第100条第14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない」と規定している。

この規定を受けて、石川県の政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに政務活動費を充てることができる経費の範囲などについて条例が制定され、当該条例第2条において、「政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する」と、政務活動費を充てることができる経費の範囲について規定するほか、同条例第13条の「この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める」との規定に基づき規程が定められている。また、県議会は、条例第2条別表に定める政務活動に要する経費の用途基準をより一層具体化した基準としてマニュアルを定めている。

このように、条例、規程及びマニュアルは、それぞれ県議会において自主的に定めており、また、収支報告書等の提出を求めると及びそれらを調査することの権限が議長に与えられており、政務活動費制度については、法が定める二元代表制の地方自治制度の中で、地方自治法や地方財政法に基づいて知事が一般的に有する財務会計上の管理権が一定程度制約される仕組みとなっている。

さらに、平成21年12月17日の最高裁判決では、政務調査費制度の本旨について、「執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念に鑑み、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある」と示されている。

加えて、同判決において「政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される」としている。

また、政務活動費についても、「議員の政務活動費の支出対象となりうる活動の範囲は広範囲に及びうるものであり、議会自身の自律的判断を尊重すべきものである」との判決（令和2年9月30日名古屋高裁判決）が示されている。

このように、県議会における会派や議員の自主性、自律性を尊重することが求められていることを勘案すれば、政務活動に要する経費の解釈やその適用の可否については、第一義的には、県議会の責任において判断すべきものである。

## (2) 政務活動について

そもそも政務活動は、多様な内容を有するものであり、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費であるかどうかの判断については、政務調査費で示された「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分があることも確かである」との判決(平成22年3月23日最高裁判決)、また、政務活動費についても上記(1)の名古屋高裁判決にもあるように、多岐にわたる調査研究活動を政務活動として認めるかどうかについては、議会自身の自律的判断を尊重し、個々の経費の支出は、議員の合理的判断に委ねられているものとなっている。

(3) 政務活動に該当するかどうかの具体的な判断方法について

政務活動費制度については、県議会における会派及び議員の活動の自主性、自律性を尊重することが基本であり、本件請求において、当該支出が政務活動費を充てることができる経費であるかどうかの判断に際しても、原則として、一般的、外形的視点から判断することとし、収支報告書等の記載から明らかに条例に違反したものの以外は適法と認め、支出した経費に係る政務活動の具体的な内容等についての適合性を審査しないこととした。

ただ、本件請求については、限られた調査期間の中で適確な判断を行う必要があり、また、より適正な監査を行う観点から、請求人から摘示された支出について、経費の具体的な用途等を確認するべく、あらかじめ、関係議員に対し、関係人として調査への任意の協力を求め、提出された文書等によりその内容を確認し、判断に資することとした。

(4) 政務活動費の支出基準(マニュアルの解釈及び運用)について

政務活動費の支出については、「議員の調査研究その他の活動」という法の趣旨に基づき定められた条例及び条例の委任を受けて制定された規程に則して判断すべきものである。

また、マニュアルについては、議会事務局が説明しているように、条例で定める政務活動費を充てることができる経費の範囲について、具体的な費目ごとに用途基準を明確にし、その用途の透明性の確保を目的として、県議会において策定し、平成25年4月1日から運用が開始された。

マニュアルは、法規範性を有するものではないが、条例の定める政務活動費を充てることができる経費の範囲の内容が概括的であること、政務活動費の用途の透明性をより一層確保すること、政務活動費制度が地方公共団体の自己決定権と自己責任が拡大する中で創設された趣旨等を考慮すると、県議会が自らの意思で、議員の自律的な基準を文書化したものと受け止められ、法や条例、規程等を踏まえ、用途基準を一層具体的に細目化したものと考えられ、条例の趣旨に沿わないとみるべき事情もない。

また、令和3年12月9日の金沢地裁判決においても、本県のマニュアルについて、「本件マニュアル中に、地方自治法や本件条例の趣旨に照らして不合理な点は見当たらず、本件マニュアルの内容は、基本的に、条例所定経費の解釈の指針として参照されるものといえることができる」としている。

こうしたことから、条例、規程及びマニュアルに沿って政務活動費に充てることができる経費の適否を判断することが相当である。

さらに、県議会では、政務活動費の適正な運用を図るため、条例第9条第4項に定める「収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」として、マニュアルで政務活動報告書、領収書・政務活動費支出証明書等の具体的な様式を定め、議長に提出されたこれらの書類の内容等を確認するとともに、必要に応じ、客観的に政務活動であることを確認できる証拠資料の提示を求め、議員本人に聞き取りを行っている。

(5) 政務活動費の交付を受けた収入額を上回る支出額等について

請求人は陳述において、「政務活動費に係る収入は、法第100条第14項規定で交付した政務活動費のことであるゆえに、当該政務活動費に係る支出は本件条例第2条第2項で規定している政務活動に要する経費に充てることができるものとなるゆえに、交付を受けた収入額を上回る支出をすることは法解釈上あり得ない」また、「収支報告書など公文書は「交付会計年度の翌年の4月30日の翌日以降の修正」と称する公文書改ざんは認められない」旨主張している。

これに対して議会事務局からは、「本件条例は、収支報告書上の支出の総額が当該年度の交付額を上回ることを禁ずるものとは解されず」また、「本件条例には、提出期限後に収支報告書を修正することが許されない旨の定めはないことに加え、収支報告書の記載内容に誤りがあることが事後的に判明した場合に、提出期限後の修正が一切許されないとすると、かえって政務活動費の用途の透明性の確保が困難となるおそれがあることに照らせば、提出期限後の修正が一律に禁止されていると解することはできず、収支報告書の修正は許される

と解すべきである」との判決(令和3年12月9日金沢地裁判決)も示されていることから、請求人の主張は誤りであると考えている」旨の説明があった。

請求人は、政務活動費の交付を受けた収入額を上回る支出をすることができない旨主張しているが、平成30年11月16日の最高裁判決では、「条例は、具体的な用途を個別に特定した上で政務活動費等を交付すべきものとは定めておらず」、「収支報告書上の支出の総額が当該年度の交付額を上回ることを禁ずるものとは解されず」、「以上のような条例の定めの下では、政務活動費等の収支報告書に実際には存在しない支出が計上されていたとしても、当該年度において、用途基準に適合する収支報告書上の支出の総額が交付額を下回ることとならない限り、政務活動費等の交付を受けた会派または議員が、政務活動費等を法律上の原因なく利得したということとはできない」としている。また、令和3年12月9日の金沢地裁判決においても、「本件条例は、具体的な用途を個別に特定した上で政務活動費を交付すべきものとは定めておらず」、「本件条例は、収支報告書上の支出の総額が当該年度の交付額を上回ることを禁ずるものとは解されず」、「以上のような条例の定めの下では、収支報告書上の支出の総額が当該年度の交付額を上回ることをもって直ちに、収支報告書の記載に地方自治法及び本件条例に違反する支出が含まれているということとはできず」としている。本県の条例では、具体的な用途を個別に特定した上で政務活動費を交付すべきものとは定められておらず、収支報告書上の支出の総額が当該年度の交付額を上回ることを禁ずるものとは解されないことから、請求人の主張は認められない。

また、請求人は、収支報告書の提出期限の「交付会計年度の翌年4月30日の翌日以降の修正」が認められない旨主張しているが、令和3年12月9日金沢地裁判決にもあるように、本県の条例では、提出期限後に収支報告書を修正することが許されない旨の定めはなく、提出期限後の修正が一律に禁止されているとは解されないことから、請求人の主張は認められない。

(6) 稲村建男議員の調査研究費、事務費のうちの自動車リース料及び人件費の支出は、すべて違法額であるとの摘示に対する判断

ア 請求人は、稲村建男議員の調査研究費の支出において、「議員が議長に提出した書面をみる限り、すべての支出が調査研究費の内容規定に合致していないゆえに、目的外支出の違法額である」旨主張している。

これに対し議会事務局からは、「これらの調査研究費の支出は、条例、規程及びマニュアルに基づくものであり、かつ適正に報告されており、違法ではない」旨の説明があった。

また、関係人に対する調査においても、議員が行う県の事務、地方行財政等に関する情報収集や意見交換等を行うための年会費、参加費、視察費等であり、いずれも調査研究費として適正な支出である旨の回答があった。

請求人は、調査研究費の支出に係る議長に提出している支出を証する書面は、支出額を証する書面であって、当該各支出が政務活動に要する経費であることを証する書面でないため、本件条例の政務活動に要する経費の調査研究費ではない旨主張しているが、「(条例第9条第4項)はあくまで支出の事実を裏付ける書面の写しの提出を求めていると解するのが自然であって、当該支出が条例所定経費に該当することを証する書面の提出を求めているものとは解されない。また、条例所定経費に該当するか否かの判断に当たり本件マニュアルの内容を参酌できるところ、本件マニュアルの「政務活動費用途基準表」にも、議員において当該支出が条例所定経費に該当することを証する書面を議長に提出する必要があることの記載又は示唆はない」との判決(令和3年12月9日金沢地裁判決)にも示されているように、条例第9条第4項は、支出の事実を裏付ける書面の提出を求めているものであり、請求人の主張は認められない。

個々の用途についても、政務活動報告書及び領収書・政務活動費支出証明書などの議長に提出された書面や議会事務局からの説明、関係人の調査等を基に調査し、確認した結果、明らかに適正を欠くと認められるものはなく、いずれも政務活動の実態が伴う支出であり、条例、規程及びマニュアルに基づくものと認められる。

以上のことから、稲村建男議員の調査研究費の支出において、「議員が議長に提出した書面をみる限り、すべての支出が調査研究費の内容規定に合致していないゆえに、目的外支出の違法額である」との請求人の主張には理由がないものと判断する。

イ 請求人は、稲村建男議員の事務費のうちの自動車リース料の支出において、「議員が提出した書面は、議員自身が記載した政務活動費支出証明書」であり、「本件条例第9条第4項が規定する『支出に係る』当該『支出を証する書面』を議長に提出していないから」、「議員が自動車リース料を名目としている政務活動費は、目的外支出の違法額である」旨主張している。

これに対し議会事務局からは、「これらの自動車リース料の支出は、条例、規程及びマニュアルに基づくものであり、かつ、適正に報告されており、違法ではない」旨の説明があった。

また、関係人に対する調査においても、地域住民や団体との意見交換や現地調査を行うなどの政務活動のために自動車は必要不可欠なものであり、マニュアルに基づいて自動車リース料の2分の1(月額5万円が上限額)を政務活動費に充当したものであり、事務費として適正である旨の回答があった。

請求人は、議長に提出された書面が、政務活動に要する経費の事務費の内容規定であることを証する書面ではないため違法額である旨主張しているが、上記(6)アと同様に請求人の主張は認められない。

個々の用途についても、政務活動報告書及び領収書・政務活動費支出証明書などの議長に提出された書面や議会事務局からの説明、関係人の調査等を基に調査し、確認した結果、明らかに適正を欠くと認められるものはなく、いずれも政務活動の実態が伴う支出であり、条例、規程及びマニュアルに基づくものと認められる。

以上のことから、稲村建男議員の事務費のうちの自動車リース料の支出において、「議員が提出した書面は、議員自身が記載した政務活動費支出証明書」であり、「本件条例第9条第4項が規定する『支出に係る』当該『支出を証する書面』を議長に提出していないから」、「議員の自動車リース料を名目としている政務活動費は、目的外支出の違法額である」との請求人の主張には理由がないものと判断する。

ウ 請求人は、稲村建男議員の人件費の支出において、「議員が提出した領収証だけでは人件費支出を裏付ける書面であるとは認められないゆえに違法支出であるから、議員の人件費支出額は、違法額である」旨主張している。

これに対し議会事務局からは、「これらの人件費の支出は、条例、規程及びマニュアルに基づくものであり、かつ、適正に報告されており、違法ではない」旨の説明があった。

また、関係人に対する調査においても、雇用契約を取り交わすとともに、政務活動など議員活動の補助業務を行わせるために雇用しており、政務活動以外の勤務部分と明確に分けることは困難であるため、マニュアルに基づいて給与の2分の1(月額15万円が上限額)を政務活動費に充当したものであり、政務活動費として適正である旨の回答があった。

請求人は、議長に提出された領収書が、政務活動に要する経費であることを証する書面ではないため違法額である旨主張しているが、上記(6)アと同様に請求人の主張は認められない。

個々の用途についても、政務活動報告書及び領収書・政務活動費支出証明書などの議長に提出された書面や議会事務局からの説明、関係人の調査等を基に調査し、確認した結果、明らかに適正を欠くと認められるものはなく、いずれも政務活動の実態が伴う支出であり、条例、規程及びマニュアルに基づくものと認められる。

以上のことから、稲村建男議員の人件費の支出において、「議員が提出した領収証だけでは人件費支出を裏付ける書面であるとは認められないゆえに違法支出であるから、議員の人件費支出額は、違法額である」との請求人の主張には理由がないものと判断する。

(7) 下沢佳充議員の事務費のうちの自動車リース料及び人件費の支出は、すべて違法額であるとの摘示に対する判断

ア 請求人は、下沢佳充議員の事務費のうちの自動車リース料の支出において、「議員が議長へ提出した」書面は、「議員が記載した政務活動費支出証明書」であり、「政務活動に要する経費である書面を議長に提出していないゆえに違法支出であるから、議員が自動車リース料を名目としている政務活動費は、違法額である」旨主張している。

これに対し議会事務局からは、「これらの自動車リース料の支出は、条例、規程及びマニュアルに基づくものであり、かつ、適正に報告されており、違法ではない」旨の説明があった。

また、関係人に対する調査においても、議会や会合へ行く、また色々な地域からの要望、陳情に対応するためにも現地を視察・調査することが議員活動には重要であり、そのためには自動車は必要不可欠なものであり、マニュアルに基づいて自動車リース料の2分の1を政務活動費に充当したものであり、事務費として適正である旨の回答があった。

請求人は、議長に提出された書面は、政務活動に要する経費の事務費の内容規定であることを証する書面ではないため違法額である旨主張しているが、上記(6)アと同様に請求人の主張は認められない。

個々の用途についても、政務活動報告書及び領収書・政務活動費支出証明書などの議長に提出された書面

や議会事務局からの説明、関係人の調査等を基に調査し、確認した結果、明らかに適正を欠くと認められるものはなく、いずれも政務活動の実態が伴う支出で、条例、規程及びマニュアルに基づくものと認められる。

以上のことから、下沢佳充議員の事務費のうちの自動車リース料の支出において、「議員が議長へ提出した」書面は、「議員が記載した政務活動費支出証明書」であり、「政務活動に要する経費である書面を議長に提出していないゆえに違法支出であるから、議員が自動車リース料を名目としている政務活動費は、違法額である」との請求人の主張には理由がないものと判断する。

イ 請求人は、下沢佳充議員の人件費の支出において、「議員が議長に提出した領収証では当該各支出が人件費の内容規定に該当していないゆえに違法支出であるから、議員の人件費支出は、違法額である」旨主張している。

これに対し議会事務局からは、「これらの人件費の支出は、条例、規程及びマニュアルに基づくものであり、かつ、適正に報告されており、違法ではない」旨の説明があった。

また、関係人に対する調査においても、雇用契約を取り交わすとともに、政務活動の補助、会合への代理出席、陳情等の受付などの業務に従事しており、マニュアルに基づいて給与の2分の1(月額15万円が上限額)を政務活動費に充当したものであり、政務活動として適正である旨の回答があった。

請求人は、議長に提出された領収書が、政務活動に要する経費であることを証する書面ではないため違法額である旨主張しているが、上記(6)アと同様に請求人の主張は認められない。

個々の用途についても、政務活動報告書及び領収書・政務活動費支出証明書などの議長に提出された書面や議会事務局からの説明、関係人の調査等を基に調査し、確認した結果、明らかに適正を欠くと認められるものはなく、いずれも政務活動の実態が伴う支出で、条例、規程及びマニュアルに基づくものと認められる。

以上のことから、下沢佳充議員の人件費の支出において、「議員が議長に提出した領収証では当該各支出が人件費の内容規定に該当していないゆえに違法支出であるから、議員の人件費支出は、違法額である」との請求人の主張には理由がないものと判断する。

#### (8) 結び

上記(1)から(7)までの論述でも明らかなように、請求人が求める(6)稲村建男議員の調査研究費、事務費のうちの自動車リース料及び人件費の支出は、すべて違法額であること、(7)下沢佳充議員の事務費のうちの自動車リース料及び人件費の支出は、すべて違法額であることとの主張については、

ア 政務活動費の支出に関する事務処理については、政務活動報告書、領収書・政務活動費支出証明書及び県外等政務活動結果報告書をもとに、いずれもその支出内容、根拠を十分確認していること

イ 政務活動費の支出については、明らかに用途基準に違反するものは認められず、関係人に対する調査における事実確認を通じて、その内容は、それぞれ政務活動の実態があるものと認められること

などから、用途基準に適合しない違法又は不当な支出とは言えず、したがって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

よって、これらの支出に対し、知事に返還請求権が存在しないものと判断する。

#### 第6 監査委員意見

今回の住民監査請求については、請求人が主張するような法律及び条例に明らかに反する違法又は不当な支出は認められず、また、政務活動費制度の運用等においても直ちに違法と史料されるものはなかった。

県議会においては、政務活動費の用途の透明性の確保を求める条例第12条の趣旨に鑑み、これまでの経過や他の都道府県議会の状況等も踏まえ、用途基準等の明確化や透明性の向上に向けた取組を不断に進めるよう期待するところである。

とりわけ、以下の事項については、より重点的な対応がなされるよう求めるものである。

1 政務活動費制度は、議員の広範な裁量の下で運用される一方、公金で賄われていることを踏まえ、その用途には常に厳格な管理と県民への高い説明責任が求められるものである。

今後とも、透明性の確保に十分配慮し、県民に対する説明責任をしっかりと果たしていただきたい。

2 条例で定める政務活動に要する経費について、具体的な費目ごとに用途基準を明確にし、その用途の透明性の確保を図るマニュアルについては、日頃からその内容を十分に説明するなどし、議員等が適正に運用することができるよう、引き続き周知徹底に努められたい。



3 政務活動費に係る収支報告書については、これまでも内容の精査・確認の不備等により提出後に修正する事案が一部において見受けられることから、提出前に、より一層の精査・確認に努められたい。

4 議会事務局においては、議長の調査権に係る事務と知事の補助執行機関としての事務を執行するところ、事務処理体制の拡充強化を進めてきたが、引き続き関係書類の確認、審査及び結果の記録に万全を期し、審査精度の更なる向上に取り組まれたい。

そもそも会派及び議員の一定の活動に対し公金を支出する本制度は、議会と執行機関の間の相互に抑制と均衡のとれた関係の中で、自主的、自律的に運用することが想定されているものである。ゆえに、会派や議員の責任において適正に執行されなければならないことを改めて認識するとともに、本制度の趣旨に鑑み、必要と認められる場合には有効に活用し、県民の負託と信頼に応える確かな政務活動を強く期待し、意見とする。

